

～ 緊急通報装置 貸与事業について～

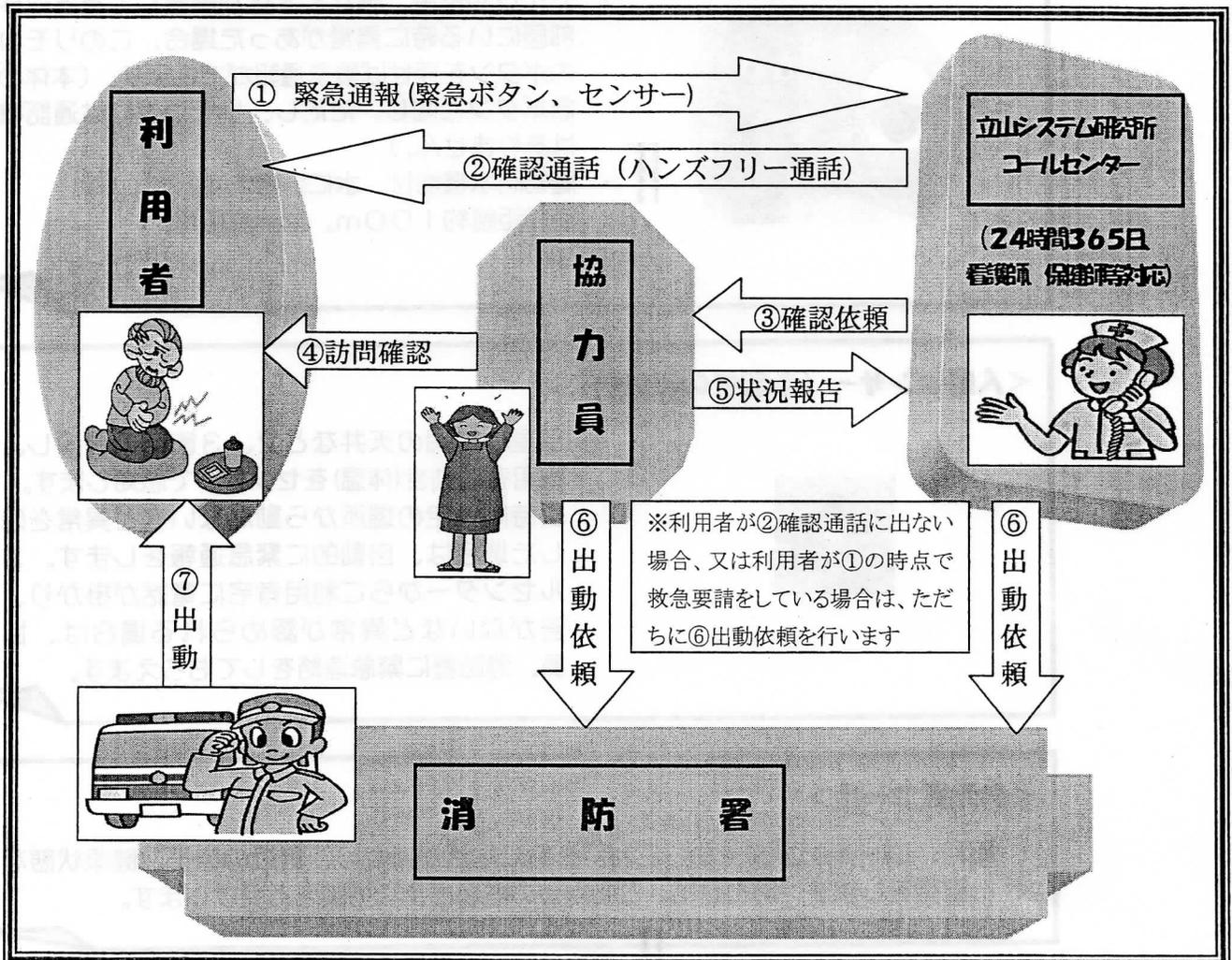


65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、高血圧症や心臓病などで突発的に助けが必要となる人などを対象に、緊急通報装置の貸与をしています。

対象者(下記の①②③の条件を満たしている者)

- ① ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯(寝たきり等で緊急時に対応不可な世帯)
- ② 世帯の前年度所得税が非課税
- ③ 高血圧、心臓疾患等で突発的に助けが必要な場合がある

- ※ 緊急通報装置利用に対する工事費、通話料は無料です。(電気使用料は自己負担です)固定電話の基本使用料+通話料は自己負担となります。
- ※ 電話回線が必要となります。回線は申請者の方がご用意ください。
(回線についてのお問い合わせはNTT 116番へお尋ねください)
- ※ 緊急時に対応してもらえる協力員(近所の方や親族の方)が3名必要となります。
(3名いない場合でも利用は可能ですが、なるべく3名ご用意ください。)



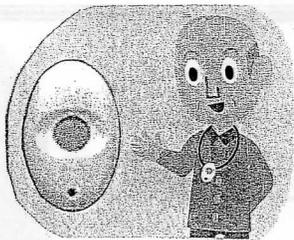
緊急通報装置のサービス内容

<本 体>



- ・ 固定電話に接続する本体です。お持ちの電話にコードで接続しますので、コードの届く範囲なら自由に置き場所を変えることができます。
- ・ 緊急ボタン（青色、丸型）を押すと、コールセンターにつながり、ハンズフリーで話せます。協力員に連絡をしてもらったり、救急車を呼んでもらうことができます。（通話料無料）
- ・ 相談ボタン（黄色、四角）を押すと、コールセンターにつながりハンズフリーで健康や生活の悩み等を相談できます。（通話料無料）
- ・ 間違ってもボタンを押しても取消ボタン（白色、三角）を押せば大丈夫です。

<ペンダント型リモコン（携帯用）>



- ・ トイレや風呂、庭など本体が設置してある以外の部屋にいる時に異常があった場合、このリモコンのボタンを押せば緊急通報ができます。（本体の緊急ボタンと同じ。ただし、リモコンには通話機能はありません。）
- ・ 簡易防水機能付。水に浮きます。
- ・ 通報距離約100m。屋外使用可。

<人感センサー（希望者のみ設置）>



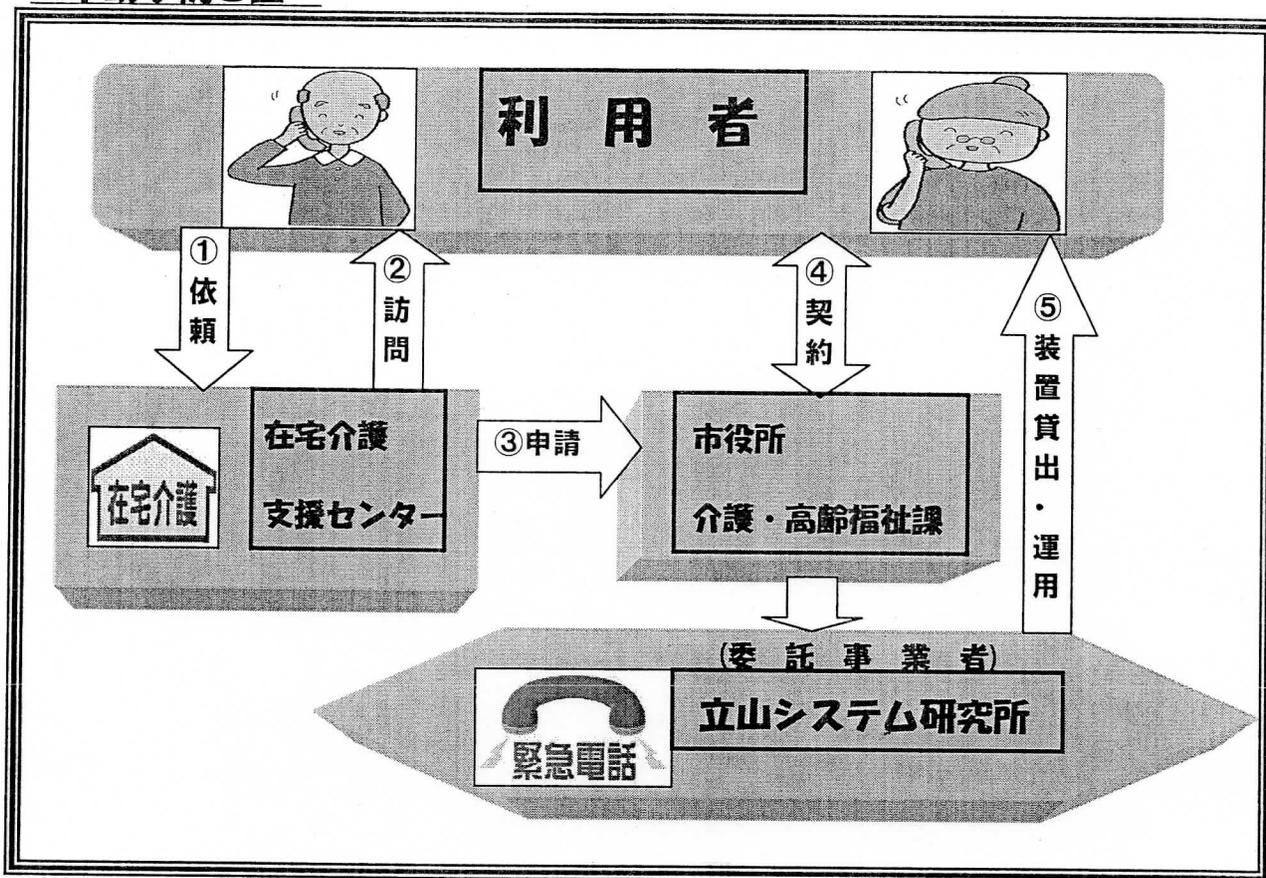
- ・ 部屋や玄関の天井など2、3箇所に設置し、ご利用者の動き(体温)をセンサーで感知します。
- ・ 長時間一定の場所から動かないなど異常を感知した場合は、自動的に緊急通報をします。コールセンターからご利用者宅に電話が掛かり、返答がないなど異常が認められる場合は、協力員、消防署に緊急連絡をしてもらえます。

<お元気コール>

- ・ 毎月、コールセンターからご利用者宅に電話が掛かり、最近の様子、健康状態などの確認をします。あわせて、ご利用者のさまざまな相談をお受けします。

緊急通報装置貸与事業申請手続きについて

<申請手続き図>



<手続きについて>

- ① 利用者より在宅介護支援センターに緊急通報装置申請の依頼をします。
- ② 在宅介護支援センターの職員が訪問し、利用者本人の身体状況、生活状況を確認の上、申請を受け付けます。(協力員は利用者の方で選定、調整お願いします。)
- ③ 在宅介護支援センターが代行して市役所介護・高齢福祉課に申請をします。
- ④ 市役所にて審査。貸与決定となれば、利用者と貸与契約をします。(申請時に提出された2部の契約書を利用者と介護・高齢福祉課が1部ずつ所有します)
- ⑤ 立山システム研究所より利用者又は立会人(親族など)に連絡が入り、日時を決定の上、取り付けに伺います。

申請書類 (各在宅介護支援センターより代行申請)

- (1) 四日市市緊急通報装置貸与申請書
- (2) 緊急通報装置データ表
- (3) 契約書 (2部必要)
- (4) 生活チェックシート
- (5) 地図(A4で、住居にマークをつける) 2部必要。

※ まずは、お近くの在宅介護支援センターへご相談ください。